

仙台市立西多賀小学校PTA細則

役員任期・兼任に関する細則

- 第1条 本部役員・会計監査員の任期は運営委員会において承認され、総会で報告されたときから1年間とし、再任を妨げない。
- 兼任はできないが新役員就任までの間については例外的に認めることができる。補欠によって就任した役員の場合は前任者の残存期間とする。役員は、任期満了後も後任者が決まるまでの職務を行うものとする。3月で退会する本部役員も任期終了まではその職務を行うものとする。

本部役員および会計監査員選出に関する細則

- 第1条 会長を除く本部役員および会計監査員の選出方法については以下の通りを定め、本部役員が中心となって施行する。
1. 次年度本部役員および会計監査員を公募する。
 2. 現本部役員および会計監査員の継続有無を確認する。
 3. 次年度の学年委員選出期に、本部役員も選出する。
学年部学年委員（次年度学年1～5年）から各2名、計10名にする。
- 第2条 会長の選出方法については、仕事内容を把握している現会長が、次期会長を選出する。または、本部役員および、運営委員会からの協力で選出する。
- 第3条 本部役員の内職については、役員内の協議によって決定し、会長が委嘱する。

HP委員会に関する細則

- 第1条 HP委員会はPTA本部の附帯委員会として設置し、委員会より2名の本部役員を選出する。
- 第2条 HP委員会委員は学年数+役員数の合計8名以下を基本とし、複数年度の参加を原則とする。
- 第3条 HP委員会委員はホームページの運営、管理および更新を行う。
- 第4条 HP委員会委員の選考は、下記サポーターからの選考を基本とする。
1. サポーターはホームページ等の運営管理者として有志参加を基本とする。
 2. サポーターは当委員会の承諾の元にサポーター登録をする。
 3. サポーターは当委員会の準構成員とし、本人の承諾の元に当委員会への所属変更も考慮する。年度途中で当委員会参加となった場合でも、翌年度の委員会委員継続が可能である場合のみとする。

専門部会に関する細則

- 第1条 本会に次の専門部会を置き、その所管は次の通りとする。
- 1 総務部
会員並びに児童の福利厚生に関する事項、本部庶務の補佐を行う。
 - 2 文教部
文化事業の経営および援助、広報活動に関する諸活動を行う。
 - 3 保健体育部
児童・会員の健康増進・体育・スポーツの奨励と親睦を図るために必要に応じ、諸行事を行う。
 - 4 校外指導部
児童に校外指導と交通安全指導に関する諸活動を推進し、児童の地域社会の環境整備・向上を図る。
- 第2条 専門部員は自主的にその部に属する事項の調査研究企画および執行にあたる。
- 第3条 各専門部は各地区と各学年より1～5名と若干名の教職員を持って構成する。
- 第4条 各専門部に部長・副部長・会計・書記を置く。
部長・副部長・会計・書記は各専門部員が互選し、会長がこれを委嘱する。
- 第5条 部長・副部長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、任期満了後も後任者が決まるまではその職務を行うものとする。
- 第6条 部長はその会務を統括し、その部を代表する。
副部長は部長を助け、部長が不在のときはこれを代行する。
- 第7条 会長が必要と認めたときは部長に対し部会の開催を要求することができる。そのときは、部長は部会を開かなければならない。
- 第8条 会長および部長から出席を求められたものは、部会に出席して発言することができる。ただし、決議に加わることはできない。

学年部会に関する細則

- 第1条 この細則は会則第16条にもとづいて定めたものであり、学級および学年共通の問題について協議しその運営にあたる。
- 第2条 学年部は児童の属する学年の会員をもって学年毎に組織する。
- 第3条 各学年部にはそれぞれ部長・副部長・会計・書記を置く。
部長・副部長・会計・書記は、各学年部の学年委員が互選し、会長がこれを委嘱する。部長・副部長の任期は1年とする。ただし、補欠によって就任した部長・副部長の任期は前任者の残任期間とする。
部長・副部長は任期満了でも次期学年部の部長・副部長が決まるまでは、そ

の職務を行う。

- 第4条 部長はその学年部内における会務を統括し、その部を代表する。
副部長は部長を助け、部長が不在のときはこれを代行する。
- 第5条 学年部全体の中から互選による数人の学年委員と本部役員2名（6学年を除く）を置く。各学年部会に学年委員の中より専門部員各1～5名を選出する。
- 第6条 部長は本会の運営およびその他に関し部内会員と連絡または協議を必要とするときは、いつでも学年部総会および学年委員会を開くことができる。
- 第7条 会長が必要と認めたときは部長に対し学年部総会または学年委員会を開催を要求することができる。そのときは、部長は学年部総会または学年委員会を開かなければならない。
- 第8条 会長および部長から出席を求められたものは学年部総会および学年委員会に出席して発言することができる。ただし、決議に加わることはできない。

地区会に関する細則

- 第1条 地区会内会員の親睦・環境の整備および地区子供会の育成をはかり、会務運営の便宜のために地区毎に会を設ける。
- 第2条 地区毎に地区長および副地区長を置く。
地区長および副地区長の任期は1年とする。ただし、補欠によって就任した地区長および副地区長の任期は前任者の残任期間とする。地区長および副地区長は任期終了後も後任者が決まるまではその職務を行うものとする。ただし、退会会員に関しては、この限りではない。
- 第3条 地区長は会長の命によってその地区会における会務を統括し、その地区を代表する。副地区長は地区長を助け、地区長が不在の時はこれを代行する。
- 第4条 地区長は会務の執行上必要があるときは、その地区会を更に数班に分けて班ごとに班長をおくことができる。班長は地区長を助けその地区内における会務の執行に関して世話する。
- 第5条 地区長は本会の運営その他に関し地区会内会員と連絡協議を必要とするときは、いつでも班長会および地区会総会を開くことができる。
- 第6条 会長が必要と認めたときは、地区長に対して地区会総会の開催を要求することができる。そのときは、地区長は地区会総会を開かなければならない。
- 第7条 会長および地区長から出席を求められたものは、班長会および地区会総会に出席して発言することができる。ただし、決議に加わることはできない。

旅費・慶弔規程

- 第1条 本会に関係する会合に出席する役職員並びに会員に対し支給する旅費は次のとおりとする。
- 1 市内の場合 交通費日当合わせ 1,000 円
 - 2 市外の場合・交通費は実費額
 - ・日当 1日 2,000 円
 - ・宿泊を要する場合は宿泊料を支給する。
- 第2条 本会が行う慶弔について次のとおりとする。
- | | | |
|----|--------|---------------------|
| 弔意 | ・会員の死亡 | 10,000 円相当額(配偶者も同じ) |
| | ・児童の死亡 | 10,000 円相当額 |
- 第3条 その他特殊事情が生じた場合は本部役員会にはかり決定する。

P T A 基金規程

仙台市立西多賀小学校 PTA

- 1 本規程はP T A会計決算時など、余剰金が生じた場合、積み立てて基金とし、次の条件に合致した際、使用できるものとする。
- 2 通常のP T A予算内で支出が不可能であり、次の項目に合致し、必要欠くべからざる場合提案できる。
 - ① P T A活動について
 - ② 児童の教育活動について
 - ③ 学校行事について
- 3 運用決定までの手順は次のとおりとする。
 - ・本部役員会で協議の上、運営委員会に提案し審議決定する。
- 4 本規程は、平成8年11月16日からこれを実施する。